

# 裁決書

審査請求人

処分庁

米沢市福祉事務所長

審査請求人が平成19年3月15日付けで提起した生活保護法第24条の規定による保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主文

処分庁が平成19年1月16日付け社福第\_\_\_\_\_号で審査請求人に対してした保護申請却下処分を取り消す。

## 理由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人\_\_\_\_\_（以下「請求人」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第7条に基づく平成18年12月18日付けの生活保護申請に対し、米沢市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成19年1月16日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について不服を申立てているものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由として、処分庁は、請求人の所有する自動車が「社会通念上処分させることを適當としない」資産には該当しないと判断し、その処分指導に従わなかったため、保護の要件を欠くものとして申請を却下したが、請求人は、\_\_\_\_\_による身体障害者手帳\_\_\_\_\_級の保有者であり、身体の状況や地域の交通事情等を勘案すると、自動車は通院や仕事等に不可欠なものであるため、処分庁が自動車の処分指導に従わなかったことを理由として保護申請を却下したことは不当であると主張しているものである。



## 第2 認定事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 平成18年12月14日、請求人は、収入の減少を理由として、生活保護受給の相談のために処分庁に来所したこと。処分庁では請求人が自動車を所有していることを確認し、保有要件に該当しないと判断したため処分するよう説明したこと。請求人は不満を示したが、当日は帰宅したこと。
- (2) 平成18年12月18日、請求人は、再度処分庁を訪れ、保護申請の意思があることを表明し、申請書を提出したこと。  
処分庁は、これを受理したこと。  
申請書受理後、処分庁は、請求人に対し所有する自動車の処分指導を行ったこと。
- (3) 処分庁では、保護申請を受け、法第29条に基づき、請求人の預貯金、生命保険等の資産について調査を行ったところ、預貯金\_\_\_\_\_円と手持現金\_\_\_\_\_円を確認したこと。
- (4) 請求人は、平成\_\_年\_\_月に初年度登録された自動車を所有しており、仕事先への移動や機材の運搬等の業務、病院への通院、買物等の日常生活に使用していたこと。
- (5) 請求人は、「\_\_\_\_\_による自己の身辺の日常生活活動が著しく制限される\_\_\_\_\_級」の身体障害者手帳を所持しており、1週間に3回、\_\_\_\_\_に通院して\_\_\_\_人工透析治療を受けていること。医療費については、重度心身障害者医療の適用により自己負担額はないこと。  
また、障害基礎年金を受給しており、その額は1か月あたり\_\_\_\_\_円であったこと。
- (6) 請求人は、\_\_\_\_\_に居住しており、通院している\_\_\_\_\_までは\_\_\_\_\_キロメートル程度の距離であること。
- (7) 処分庁では、請求人の扶養義務者に対し、扶養照会は行っていなかったこと。
- (8) 請求人は、\_\_\_\_\_等に勤務し、\_\_\_\_\_に関わる仕事をしていたが、人工透析治療の関係で、比較的時間が自由になるという理由により、平成\_\_年から自営で\_\_\_\_\_を営んでいること。業務の形態は、\_\_\_\_\_を請け負うものであること。
- 収入については、季節による変動が大きく、特に冬季間は収入が減少し、平成18年12月は3日間の就労で\_\_\_\_\_円の収入であり、保護申請時点では1月以降の就労見込はない状況であったこと。
- なお、市民税・県民税所得額・課税額証明書によると、請求人の平成\_\_年における営業等所得は\_\_\_\_\_円であったこと。
- (9) 処分庁では、請求人の所有する自動車について、使用状況を確認したうえ、  
ア 仕事の稼働日数が少ないとや他の交通機関で機材運搬が可能



イ 通院については、請求人の住居環境から自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難とは認められない

という理由から、保有を否認し、保護申請時に続き、平成18年12月25日に請求人宅を訪問した際、及び同年12月28日に請求人が処分庁に来所した際に売却・処分を指導したこと。

その際、処分庁は、稼働収入を得るに当ってバス、タクシー等を利用した場合は実費控除できること、通院のための移送費についてはバス、タクシー等利用が可能であることを説明したこと。

(10) 平成18年12月25日及び同年12月28日、請求人は、処分庁からの自動車の売却・処分指導に対し、

ア \_\_\_\_\_地域の公共交通機関の状況や商店街の状況からいって、自動車は日常生活上必需品であり、生活保護受給者であっても自動車保有を認めるべき

イ 病状から、冬季間にバスを待つのは生命の危険すらある

ウ 仕事上、\_\_\_\_\_運搬に使用している自動車が必要

等の理由で、処分指導は承諾できない旨を主張したこと。

(11) 平成19年1月12日、処分庁は、社会福祉課長、課長補佐、査察指導員及び地区担当員等で構成するケース検討会議を開催したこと。

ケース検討会議においては、請求人の収入充当額が最低生活費を下回ることを確認し、また、身体的状況や職業を勘案しながらも、自動車がなくとも自立に向けた就業が可能であるとして、自動車の処分に引き続き理解を求め、理解を得られない場合は、申請却下もやむを得ないとの結論となったこと。

(12) ケース検討会議の結果を踏まえて、平成19年1月12日処分庁は請求人に對し電話で、自動車がなくとも保護を受けながら自立に向けた就業が可能であることを説明し、自動車の処分について請求人の意思を確認したが、請求人は自動車を処分することはできない旨、意思表示したこと。

(13) 平成19年1月16日、処分庁は、請求人が自動車を処分する指導に従う意思がないことから、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「局長通知」という。) 第9-1-(2)により保護の要件を欠くものに該当するとして、請求人に対して本件処分を行ったこと。

(14) 平成19年3月15日、請求人は、本件審査請求を提起したこと。

## 2 判 断

(1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」ものとされている。

そして、保護申請があった場合においては、局長通知第9-1-(2)で「要保護者が自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠



り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」としている。

(2) 資産としての自動車については、生活保護の制度上、その価格自体が高額であることや維持費の負担が大きいこと、事故が起きた場合の賠償責任の問題等から、原則として保有は認められていないものの、一定の要件に該当すれば例外として保有が認められるとされている。

請求人は、\_\_\_\_\_の運搬、委託元や\_\_\_\_\_への移動等に\_\_\_\_\_の事業で使用しており、事業用品としての資産であるということができる。

事業用品としての自動車については、局長通知第3-3において、以下のいずれにも該当すれば保有を認めることとしている。

ア 処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められないもの

イ 営業種目、地理的条件等から判断して、保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる程度のもの

ウ 現に最低生活維持のために利用しているもの

アについて、請求人の所有する自動車は、初年度登録後10年以上経過しており、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められないこと。

イについて、\_\_\_\_\_という営業種目を考えると、多くの\_\_\_\_\_を運搬する必要があることや\_\_\_\_\_への移動も広域にわたるなど、保有が地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められること。

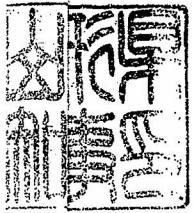
ウについて、稼働日数が少ない状態ではあるものの、人工透析治療を受けながらの就労であり、さらに請求人の平成\_\_\_\_年の営業等所得が約\_\_\_\_万円となっている。このことから、保護申請時点までにおいて、自動車を使用し、事業を続けることで、障がい者である請求人の最低生活が維持されてきた事実が認められ、また、今後も同様に最低生活維持のための利用が見込まれること。

以上のことから判断して、局長通知第3-3のいずれの要件にも該当し、事業用品としての自動車の保有が認められるべきものである。

しかしながら、処分庁は、請求人の所有する自動車を事業用品として保有が容認される要件に該当するかどうかを検討することなく、通院等に使用する生活用品としてのみ検討を行い、自動車の保有が認められないとしたことは適切な判断とはいえない。

なお、請求人は、\_\_\_\_\_地域において広く日常的に自動車の使用を認めるべきであると主張しているが、事業用品として保有を容認された自動車であっても、日常生活における単なる利便のためなど無制限に使用が認められるものではなく、生活保護制度の趣旨に沿った使用が求められることはいうまでもない。

(3) 処分庁が保護申請受理後に行った資産調査の結果、請求人に預貯金等の資産はほとんど無く、保護申請時点において収入充当額が最低生活費を下回る



状況にあり、処分庁も判定しているとおり、請求人は要保護状態にあった。  
(4) 上記のことから、請求人が所有する自動車を保有が認められない資産と判断し、当該自動車の売却・処分指導に従わないことを理由に、要保護状態にある請求人に対し局長通知第9-1-(2)を適用して、保護申請を却下した本件処分は適切なものとはいえない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成19年 5月 2日

審査庁 山形県知事 斎 藤

